

JAL Times

NOV.(2020.11.12) 日本航空 国際販売推進部

感染症危険情報の変更について

10月30日、日本において9か国の感染症危険レベルの引き下げや条件緩和が発表されました。「JAL Times11月号」では本対応に伴う変更点等をご紹介させていただきます。JALでは皆様のお声を参考にさせていただき、当該国への便設定を積極的に実施していきます。ご渡航の予定や渡航情報を是非とも各担当セールスまでご共有ください。

- ①レベル2地域からの帰国・入国の際、国籍に関わらず、入国時検査不要
- ②日本在住のビジネス渡航者の帰国後14日間待機が緩和
 - →14日間待機期間中も「本邦活動計画書」に記載した場所間の往復が可能に

<レベル別 日本入国対応>

	/ <u>/ \</u>	7777 口本人国对心/					
	レベル	渡航形態	海外出国前 検査証明取得	入国時検査	14日間 自主待機	公共交通機関 利用	
	_ レベル3	通常の帰国	不要	必要	必要		
日本	כער יע	短期出張(滞在期間7日間以內)***	不要	必安	緩和 ②		
日本人の方		通常の帰国	不要	1	必要	不可	
方	レベル2	ビジネストラック** 短期出張(滞在期間7日間以内)***	不要*	不要	緩和②		
	レベル3	通常の入国・再入国	v æ	必要	必要		
		レジデンストラック	必要				
		短期出張(滞在期間7日間以内)*** ※日本居住者	不要		緩和		
 外国人の方		通常の入国・再入国	不要		必要		
天の	レベル2	レジデンストラック	个女		必女	不可	
方		ビジネストラック** (対象国→日本)	必要	不要			
		ビジネストラック** (日本居住者 日本→対象国→日本) 短期出張(滞在期間7日間以内)*** ※日本居住者	不要*		緩和		

- * ビジネストラック利用の日本居住者で滞在期間8日以上の場合は出国前検査証明取得が必要。ビジネストラック・短期出張で滞在期間7日 以内の場合は帰国後、企業の責任下でPCR検査又は抗原検査を受検し、陰性結果がでるまでは自宅待機。出国前検査証明は不要。
- ** 11月12日時点でのビジネストラック対象国はシンガポール、ベトナム、韓国。
- *** 隔離要請期間を除く滞在期間が7日間以内。

日本入国時フロー(ビジネストラック/短期出張の方)

空港検疫入国審査

・「質問票」、「検査証明(ビジネストラック利用の日本居住者で現地滞在期間が8日間以上の場合のみ)」、「誓約書 |の写し、「本邦活動計画書 |の写しを検疫へ提出

渡航先がレベル3地域の場合

・空港検疫にて新型コロナウイルスに関する検査実施。 検査結果の判明までは原則として空港内待機。

渡航先がレベル2地域の場合

- ・空港検疫での新型コロナウイルス検査は未実施。
- ・渡航先滞在期間7日間以内の場合は企業の責任下で医師によるPCR 検査又は抗原検査を受診、陰性の結果が得られるまでは自宅等で待機。

帰国後14日間

- ・帰国後14日間は公共交通機関は使わず、自宅と用務先の往復など、 「本邦活動計画書」に基づき検疫所長が指定した場所のみ滞在又は移動可
- ・健康フォローアップを実施すると共に、地図アプリで位置情報を保存し、非接触確認アプリを導入・利用
- ・帰国後14日間はマスクを着用

通常活動への復帰

日本帰国時の必要書類について(日本人の場合)

通常の帰国

◆必要書類:「質問票」を空港の検疫に提出

最新版の必要書類のダウンロードは下記の外務省サイトからお願いいたします。 www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22 003380.html

|ビジネストラック/短期出張(滞在期間7日間以内)

レベル2・3に関わらず以下の書類を提出することにより、14日間の隔離が緩和されます。

◆必要書類:1.「誓約書」(写し) 2.「本邦活動計画書」(写し)3.「質問票」4.「検査証明」 を空港の検疫に提出

外務省サイトからダウンロード

1.誓約書(写し)*



2.本邦活動計画書(写し)



- ・誓約書/本邦活動計画書は渡航者1名につき1部作製
- ・渡航者は帰国時に写しを提出
- *ビジネストラック用、短期出張用で誓約書フォーマットは異なりますのでご注意ください

機内にて配布

3.質問票



・質問票は機内で配布/記入

4.検査証明



海外医療機関にて取得

- ・ビジネストラック利用の日本居住者で渡航先滞在期間が8日間以上の場合は必要
- →出発国において出国前72時間以内に日本政府指定の方法にて新型コロナウイルス 感染症の検査を受け、医療機関から「陰性」であることを証明する検査証明を取得し、 日本入国時に、検疫官に提出する必要があります。
- *渡航先滞在期間が7日間以内の場合は現地での検査証明取得は不要
- →現地での検査証明取得は不要で、日本帰国後、企業の責任下で医師によるPCR検査 又は抗原検査を受検し、陰性の結果が得られるまでは自宅待機となります。

◆**必要事項**:出国前14日間の健康モニタリング、入国後14日間の受入企業・団体による健康フォローアップ、

非接触確認アプリ(略称: COCOA)の導入、

帰国後14日間の既存の地図アプリを通じた位置情報の保存

健康フォローアップまでのイメージ

機内~入国時

(機内) 質問票・LINE同意書の記入



(入国時) 質問票・LINE同意書を空港 の検疫に提出

LINE同意書

With Mr.

入国後

本人の携帯電話にLINEの インストール・友達登録等



本人の携帯電話にLINEに よる健康フォローアップ*



必要に応じ保健所が本人に 電話等で確認

*37.5度以上の発熱があるか、せきやのどの痛みが あるか、を厚生労働省よりメッセージで確認

レベル2引き下げとなった各国入国情報*

*11月12日時点で運航している国のみ記載

|シンガポール

くビジネストラック対象国>

シンガポール線は往復週4便運航しております。

シンガポール	711	成田発18:00 現地着00:50(+1)	火木土日	712	現地発08:20 成田着16:05	月火木土
--------	-----	--------------------------	------	-----	----------------------	------

- くご渡航時に必要な書類>
- ・渡航書類/VISA+許可証等(Approval Letter) ※日本人は査証免除で入国ができるためVISAなしでの入国も可能
- ・Safe Travel Pass(11/2~新フォーム以外受付不可)※Safe Travel Passを所持していればApproval letterは不要 ※長期滞在者はSafe Travel PassもしくはAir Travel Passの所持、または、関係省庁/ICAからのApprovalの取得が必要。
- ・日本出発前72時間以内に検査したPCR検査証明(11/18入国~)・医療申告用紙(SG Arrival Card)への電子登録が必要 <空港到着後>
- ・14日間の隔離(自宅隔離は要申請。隔離終了前にウイルステストあり)
- <ビジネストラック利用時>*滞在期間は30日以内
- ・隔離緩和措置:空港にてPCR検査。陰性判定後は事前登録した滞在先と用務先の往復が可能。(公共交通機関不使用)
- ・追加書類:①移動手段手配書②Safe Travelポータルサイトに渡航後14日間の行動計画を登録
 - ③入国後「Trace Together」アプリをインストール・起動

入国に関する詳細はこちら www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html (在シンガポール日本国大使館)

ベトナム

·ハノイ線・ホーチミン線は大使館と連携し日本発の便設定を実施していきます。(最新情報はJALサイトをご参照ください)

日本着便はハノイ線週5便、ホーチミン線は羽田着週3便、成田着週4便運航しております。

*11月25日より水曜運航追加

ハノイ	751	成田発18:00 現地着22:25	運休	752	現地発23:40 成田着06:25(+1)	火水木土日*
ホーチミン	79	羽田発01:30 現地着05:50	運休	70	現地発23:50 羽田着06:55(+1)	月水金
	759	成田発17:50 現地着22:30	運休	750	現地発7:50 成田着15:25	月火木土

くご渡航時に必要な書類>

- ・出発3日から5日前に「発行」されたPCR検査陰性証明書・入国書類(VISA、レジデンスカード等)・隔離施設確保手配書
- ・省/市人民委員会からの承認・・公安省入国管理局からの入国承認・・入国時に医療申告用紙を電子フォームで提出
 <空港到着後>
- ・施設到着後にPCR検査実施。指定施設にて14日間の強制隔離。(隔離期間中に最低3回PCR検査実施)
- <ビジネストラック利用時>*滞在期間は14日以内
- ・隔離緩和措置:施設到着後PCR検査で陰性判定以降、隔離施設と事前に承認を受けた用務先の往復が可能。(移動は専用車両)
- ・追加書類:①省/市人民委員会への申請の際、ビジネストラック制度の適用申請を明記し、ベトナム滞在中の行動計画等を記載する。 ②出発3日から5日前までに「受検」したPCR検査陰性証明書③空港到着後に「BLUE ZONE Iアプリをインストール
 - ©山元July July State Total Control Con
- ・その他:PCR検査は到着後検査・出国1日前検査のほか、隔離期間中は2日に1回検査が実施される。

入国に関する詳細はこちら www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_information.html (在ベトナム日本国大使館)

タイ

日本発便は臨時便にて運航し、今後も大使館と連携し便設定を実施していきます。(最新情報はJALサイトをご参照ください) 日本着便は羽田着调6便、成田着调7便、関西着调1便運航しております。

日本省とは労田省として、加田省とアと、民日省と王と足がしてのグラッ・ 12月より大・工唯里がに								
	31	羽田発11:55 現地着17:00	11月20日 12月4日、18日	34	現地発22:05 羽田着05:40(+1)	火水木金土日*		
11"\.¬.¬.	707	成田発18:10 現地着23:35	運休	708	現地発08:05 成田着15:55	月火木土		
バンコク				718	現地発00:55 成田着08:45	水金日		
	727	関西発00:50 現地着05:00	運休	728	現地発08:05 関西着15:25	金		

くご渡航時に必要な書類>

·入国許可証(COE)

- ・FIT to FLYの証明書
- ・治療費をカバーできるだけの上限10万ドル以上の保険・渡航前72時間以内に発行されたPCR検査陰性証明書
- ・ASQ 'Alternative State Quarantine'`隔離施設を予約した証明。 ・入国時に指定のフォームでの健康申告が必要 <空港到着後>
- ・隔離施設(ASQ)にて14日間以上の強制隔離。(隔離中にPCR検査あり)

入国に関する詳細はこちら www.th.emb-japan.go.jp/itprtop ja/index.html (在タイ日本国大使館)

中国

広州線は往復週1便運航、大連線は往復週4便運航しております。

広州	87	成田発08:35 現地着13:00	金	88	現地発14:55 成田発19:50	金
大連	829	成田発09:25 現地着11:45	火水木金	820	現地発13:00 成田着16:50	火水木金

<ご渡航時に必要な書類>

- ・有効なVISA/居留許可証・指定機関による搭乗の2日前以内(検体採取日から起算)発行の 新型コロナウィルスPCR検査陰性証明及び血清IgM抗体検査陰性証明のダブル陰性証明の原本と写し
- 事前に健康電子申告が必要

<空港到着後>

・空港にてPCR検査実施。指定施設での14日間の強制隔離。

入国に関する詳細はこちら www.china-embassy.or.jp/jpn/tztgs/ (在中国日本大使館)

香港

香港線は往復週2便運航しております。

香港	29	成田発10:10 現地着14:30	水日	26	現地発15:55 成田着21:00	水日

くご渡航時に必要な書類>

- ・有効なVISA/香港ID ・到着後14日間以上の滞在が確認できる香港のホテルの予約確認書(中国語又は英語)
- ・医療申告用紙の電子フォームでの提出が必要

<空港到着後>

・空港にてPCR検査実施。結果が出るまで空港待機。ホテルにて14日間の強制検疫。(外出不可、リストバンド装着) 入国に関する詳細はこちら www.hk.emb-japan.go.jp/itprtop ja/index.html (在香港日本国総領事館)

台湾

台北(松山)線は往復週5便、台北(桃園)線は往復週2便、高雄線は往復週1便運航しております。*12月より金・日曜運航追加

台北 (松山)	97	羽田発08:35 現地着11:40	月水金土日*	98	現地発15:35 羽田着19:25	月水金土日*
台北 (桃園)	809	成田発11:25 現地着14:40	火木	802	現地発15:55 成田着19:55	火木
高雄	811	成田発11:15 現地着14:55	±	812	現地発15:55 成田着20:15	±

くご渡航時に必要な書類>

- ・渡航書類/VISA(日本人は査証免除対象か都度確認が必要)
- ・出発3日前以内(土、日、祝日を除く3営業日以内)に取得したPCR検査陰性証明書※
- ※但し、VISAタイプが"RESIDENT"の有効な居留VISA所持者は不要
- ・検疫システムへの登録が必要

<空港到着後>

- ・14日間の自宅隔離(外出不可、毎日1-2回電話で健康状態を確認)
- 入国に関する詳細はこちら www.roc-taiwan.org/jp_ja/index.html (台北駐日経済文化代表処)

オーストラリア

シドニー線は往復週3便運航しております。

シドニー	51	羽田発18:40 現地着06:30(+1)	月金土	52	現地発22:00 羽田着06:00(+1)	月水日
------	----	--------------------------	-----	----	--------------------------	-----

くご渡航時にご用意いただくもの>

- ・入国が有効なVISA(現在外国人の入国は原則禁止) ・事前にオンラインでExemptionの申請が必要 <空港到着後>
- ・指定施設にて14日間の強制隔離(隔離中にPCR検査あり)

入国に関する詳細はこちら covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja (豪内務省コロナウイルス関連サイト)

ご渡航前に必ず最新の入国・検疫情報を各国大使館サイト・外務省サイトにてご参照ください。 www.anzen.mofa.go.jp/(外務省サイト)

今後もJALをご利用されるお客さまに向け、引き続ききめ細やかなサービスをご提供させていただきます。 お困りの点やご不明点がございましたら各担当セールスまでお問合せ下さい。